

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月 12 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第48号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																					
<p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>担任する事務</th><th>設置規定</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新潟県救急搬送・受入協議会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会</u></td><td><u>平成22年6月に新潟県立高等学校の生徒が自殺した案件についての調査及び検証</u></td><td><u>新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会</u></td></tr></tbody></table>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県救急搬送・受入協議会	(略)		<u>新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会</u>	<u>平成22年6月に新潟県立高等学校の生徒が自殺した案件についての調査及び検証</u>	<u>新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会</u>	<p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>担任する事務</th><th>設置規定</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新潟県救急搬送・受入協議会</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県救急搬送・受入協議会	(略)	
名 称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
新潟県救急搬送・受入協議会	(略)																					
<u>新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会</u>	<u>平成22年6月に新潟県立高等学校の生徒が自殺した案件についての調査及び検証</u>	<u>新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会</u>																				
名 称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
新潟県救急搬送・受入協議会	(略)																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。